太田市公式ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、太田市公式ホームページ (以下「市ホームページ」という。) に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (取扱基準)
- 第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1)公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種に該当しないものであること。
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
 - (5) その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。 (広告表示方法)
- 第3条 広告の表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。

規格	(1枠)	縦 50 ピクセル、横 200 ピクセル、9KB 以内、
		GIF 形式又は JPEG 形式
制	限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマーク
		のようなエラー表示イメージのものは使用不可
		とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップ画面で、市の指定する 位置とする。

(広告の掲載順位)

- 第5条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。
 - (1)公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの。
 - (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの。
 - (3) 第1号及び前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、市内に事業所を有するもの。
 - (4) その他、掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6箇月を単位とし、1年間を上限とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申請及び決定)

- 第7条 広告の掲載をしようとする者(以下「申請者」という。)は、公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものと

する。

3 前項により審査した結果、申請が市の設定する広告枠を上回る場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料金及び納付方法)

- 第8条 広告掲載料金は、別表第1のとおりとする。
- 2 広告掲載期間中、市のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、別表第2のとおり掲載期間を延長するものとする。
- 3 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により一括納入 するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

- 第9条 広告の作成は、広告を掲載することを承認された者(以下「広告主」 という。)において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。 (広告主の責任)
- 第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。 (広告掲載の取消し)
- 第11条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載 料金を納付しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合に より広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の太田市公式ホームページ広告掲載取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後新たに掲載する広告について適用し、施行日前に掲載した広告については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

広告掲載料金

	期間	料 金
1 枠当たり	6 箇月	75,000円
	1 2 箇月	150,000円

別表第2(第8条関係)

閉鎖した時間	延長する期間	
1時間以上24時間以內	1 日	
24時間を超え48時間以内	2 日	
48時間を超え72時間以内	3 日	
72時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日	